

令和6年度制度金融一覧表

(令和6年4月1日現在)

制度名	融資対象	資金使途	融資条件			信用保証		取扱金融機関	融資申込先	所管課
			限度額〔千円〕	期間 (うち据置期間)	利率(年)〔%〕	担保	付保			
地域商工業 活性化融資	[一般分] 工場・店舗、福利厚生施設、駐車場等の新增設等や機械設備、店舗設備等の導入を行う者(創業者に対する事業実績要件緩和措置あり(業歴6カ月以上から利用可))	設備資金	50,000 (特認200,000)	15年以内 (2年以内)	1.80以内(付保の場合1.40) ただし、期間が10年超の場合は、 変動金利1.95以内(付保の場合1.55)	金融機関所定の扱い	任意	保証協会の定める率 (0.41~1.43) 特別保証利用の場合 (0.1~1.90) (0.9)	商工会議所、商工会又は 石川県中小企業団体中央 会の認定書を添えて取扱 金融機関	
	[事業承継支援分] ① 事業承継を行うもの ② 法律の規定に基づき、知事の認定を受けた中小企業者の代表者個人または事業を営んでいない個人	事業資金	50,000 (特認200,000) ただし、運転資金は 30,000千円まで	設備15年以内 (2年以内) 運転5年以内 (1年以内)	1.60以内(付保の場合1.20) ただし、期間が10年超の場合は、 変動金利1.75以内(付保の場合1.35)					
	[商業振興分] 大型店の進出により影響を受ける地域に店舗を有する中小企業者等で設備投資を行うもの	事業資金	50,000 (特認200,000) ただし、運転資金は 10,000千円まで	設備15年以内 (2年以内) 運転7年以内 (1年以内)	1.60以内(付保の場合1.20) ただし、期間が10年超の場合は、 変動金利1.75以内(付保の場合1.35)					
	[企業活性化支援分] ① 新製品開発、新分野開拓などの構造改革への対応を行うもの ② 受注の確保、販売の促進などの事業拡大を行うもの ③ 企業のイメージアップ、人材育成などの企業体質の改善を行うもの (①、②、③とも創業者に対する事業実績要件緩和措置あり(業歴6カ月以上から利用可))	運転資金	30,000 ただし、一般分、 商業振興分と併用 する場合は、合計 200,000千円の 範囲内	5年以内 (1年以内)	1.80以内 (付保の場合1.40)					
省エネ投資促進 支援融資	エネルギー(燃料・電力)の消費抑制を図るために、既存の生産設備等を省エネ設備へ更新、あるいは既存の生産設備等に省エネ機能を付加する事業を行うもの	事業資金	200,000 ただし、運転資金は 2,000万円まで	設備15年以内 (2年以内) 運転7年以内 (1年以内)	1.60以内(付保の場合1.20以内) ただし、期間が10年超の場合は、 変動金利1.75以内(付保の場合1.35以内)	金融機関所定の扱い	任意	保証協会の定める率 (0.33~1.35)		
経営革新 新規創業等 構造改革 支援融資	[経営革新支援分] 法律の規定に基づき、経営革新計画を作成し知事又は経済産業大臣の承認を受けたもの	事業資金	200,000 ただし、運転資金は 50,000千円まで	設備15年以内 (3年以内) 運転7年以内 (1年以内)	1.60以内(付保の場合1.20) ただし期間が10年超の場合は、 変動金利1.75以内(付保の場合1.35)	金融機関所定の扱い	任意	保証協会の定める率 (0.60)	経営革新計画の承認書を 添えて取扱金融機関	
	[格差対策分] 経営革新支援分の対象企業で次のいずれかに該当するもの ① 小規模企業(ア.従業員20人(商業・サービス業(イに定めるものを除く)5人)以内、イ.宿泊業、 娯楽業にあっては従業員20人以内) ② 不況業種(主たる事業が中小企業信用保険法第2条第5項第5号の指定業種) ③ 過疎地域(事業の主たる実施場所が、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定する過疎地域又はこれに準ずる地域として知事が認めた地域)	事業資金	経営革新支援分及び格 差対策分について、ニッ トトップ企業創出支援 事業の認定を受け、知 事の推薦を受けた企業 ※ 400,000 ただし、運転資金は 100,000千円まで	設備15年以内 (3年以内) 運転7年以内 (1年以内)	【格差対策分の場合】 ①小規模企業、②不況業種、③過疎地域のいずれかの条件を ・1つ充足の場合1.50以内(付保の場合1.10) ・2つ充足の場合1.40以内(付保の場合1.00) ・3つ充足の場合1.10以内(付保の場合1.00) ただし期間が10年超の場合は、 ・1つ充足の場合、変動金利1.65以内(付保の場合1.25) ・2つ充足の場合、変動金利1.55以内(付保の場合1.15) ・3つ充足の場合、変動金利1.25以内(付保の場合1.00)	左記※の企業について 保証付の場合無担保枠 180,000千円	任意	保証協会の定める率 (0.33~1.35)	商工会議所、商工会、石 川県中小企業団体中央会 又は(公財)石川県産業創 出支援機構の認定書を添 えて取扱金融機関	経営支 援課
	[海外展開支援分] 県内における事業規模の縮小等を伴わずに実施する海外での生産等に係る事業所の設置や、販路 開拓等を行うもの	事業資金	400,000 ただし、運転資金は 100,000千円まで	設備15年以内 (3年以内) 運転7年以内 (1年以内)	1.60以内(付保の場合1.20) ただし期間が10年超の場合は、 変動金利1.75以内(付保の場合1.35)		任意	保証協会の定める率 (0.41~1.43)	知事の認定書を添えて取 扱金融機関	
事業転換 支援融資	[一般分] 3年以上同一の事業を行っている者で、 ① 中小企業再生・事業転換支援プログラムの対象者で、現在行っている事業を廃止し、他業種へ 事業転換を行うもの ② 他業種に属する事業を開始し、新たに開始する事業の売上高が、5年以内に全売上高の20% 以上を占めることが見込まれるもの	事業資金	50,000 (特認200,000) ただし、運転資金は 20,000千円まで	設備15年以内 (3年以内) 運転7年以内 (1年以内)	1.60以内(付保の場合1.20) ただし期間が10年超の場合は、 変動金利1.75以内(付保の場合1.35)	金融機関所定の扱い	任意	保証協会の定める率 (0.41~1.43)	商工会議所、商工会、石 川県中小企業団体中央会 又は(公財)石川県産業創 出支援機構の認定書を添 えて取扱金融機関	
創業者支援 融資	新たに中小企業者として事業を開始する者(開業後1年未満の者を含む。)であって、小口零細融資 (創業者支援分等)の融資残高を有しない者(ただし、創業支援プログラム、ベンチャー企業支援プロ グラム事業の対象企業(以下「創業支援プログラム対象企業等」という。)を除く。)。 ただし、創業支援プログラム対象企業等であって、事業着手前においては、2,000万円を超 える部分の融資額については、同額の自己資金が必要	事業資金	20,000 ただし、運転資金は 10,000千円まで 【創業支援プログラム対 象企業等の場合】 40,000 ただし、運転資金は 20,000千円まで なお、事業着手前は 35,000千円 (ただし、運転資金は 20,000千円まで) 小口零細融資(創業者 支援分等)との合計で 40,000千円 (ただし、運転資金は 20,000千円まで) を超えないこと	設備7年以内 (1年以内) 運転5年以内 (1年以内)	1.70以内	原則として無担保	必須	保証協会の定める率 (0.13~1.19) 特別保証利用の場合 (0.50)	商工会議所又は商工会の 認定書を添えて取扱金融 機関	

制度名	融資対象	資金用途	融資条件				信用保証		取扱金融機関	融資申込先	所管課
			限度額〔千円〕	期間 (うち据置期間)	利率(年)〔%〕	担保	付保	保証料(年)			
小口零細融資	[零細分] 小規模企業者(ア. 従業員20人以内(商業・サービス業(イに定めるものを除く)5人以内)、イ. 宿泊業、娯楽業にあっては従業員20人以内)(NPO法人を除く)	事業資金	20,000 ただし、既利用の保証協会の保証付融資残高を含め、20,000千円以内	設備 7年以内(1年以内) 運転 5年以内(1年以内)	1.70以内	原則として無担保	必須	保証協会の定める率(0.13~1.34)	商工組合中央金庫 三菱UFJ銀行 みずほ銀行 三井住友銀行 北國銀行 北陸銀行 富山銀行 福井銀行 富山第一銀行 福邦銀行 信用金庫 信用組合 信用農業協同組合連合会	商工会議所、商工会又は石川県中小企業団体中央会の認定書を添えて取扱金融機関	
	1.50以内				保証協会の定める率(0.13~1.34) 特別保証利用の場合(0.50)			商工会議所又は商工会の認定書を添えて取扱金融機関			
小口融資	[一般分] 商工会議所若しくは商工会の会員又はそれらの経営指導を受けている者であって次のいずれかを満たすもの ア. 従業員40人以内(商業・サービス業(イに定めるものを除く)10人以内) イ. 宿泊業、娯楽業にあっては従業員40人以内	事業資金	20,000 特別分 20,000 当座貸越分 5,000	設備 7年以内(1年以内) 運転 5年以内(1年以内) 当座貸越 2年以内	1.75以内	原則として無担保	必須	保証協会の定める率(0.13~1.19)	原則として市町の指定する金融機関	商工会議所又は商工会を経由のうえ(当座貸越の場合は推薦書を添えて)取扱金融機関	
	特別小口] 小規模企業者(ア. 従業員20人以内(商業・サービス業(イに定めるものを除く)5人以内)、イ. 宿泊業、娯楽業にあっては従業員20人以内)等				特別小口1.70以内			無保証人(NPO法人を除く)の場合(0.50)			
	[当座貸越] 小口融資利用者のうち、一定の財務要件等を満たすもの		ただし、一般分、特別分、当座貸越分及び小口零細融資(零細分)の合計で20,000千円を超えないものとする。	当座貸越 2年以内	当座貸越 変動金利2.00以内	無保証人(NPO法人)の場合(0.40)					
経営安定支援融資	[季節資金] 小規模企業者(ア. 従業員20人以内(商業・サービス業(イに定めるものを除く)5人以内)、イ. 宿泊業、娯楽業にあっては従業員20人以内)	季節資金(益・年末)	3,000	6カ月以内	1.95以内	金融機関所定の扱い	任意	保証協会の定める率(0.33~1.35)		取扱金融機関	
	[一般分] 次のいずれかの要件を満たす者 ① 最近3カ月の売上が前年同期比10%以上減少 ② 最近6カ月の売上が前年同期比5%以上減少 ③ 前期事業年度で税引後欠損金 ④ 当期事業年度で税引前欠損金見込	運転資金	80,000	7年以内(2年以内)	1.60以内(付保の場合、1.15以内) SN保証②利用の場合、1.10以内)	金融機関所定の扱い	任意	保証協会の定める率(0.13~1.19) (SN保証②利用の場合0.50、SN保証④利用の場合0.50、SN保証⑤利用の場合0.40、危機関連保証利用の場合0.50)		商工会議所、商工会又は石川県中小企業団体中央会の認定書を添えて取扱金融機関	
	[再生支援分] 商工調停士又は中小企業再生支援協議会の指導を受けているもの				1.20以内(ただし、期間が7年超の場合は、変動金利1.40以内)			保証協会の定める率(0.33~1.35)			
[資金繰り支援分] 売上減少等により経営の安定に支障を生じており、県制度金融又は県制度金融以外の金融機関の融資の保証付き既存債務の借換等により資金繰りの改善を図る者で、経営安定関連保証を利用可能なもの(各保証に係る市町長の認定書を有しているもの)	事業資金	80,000(特認280,000)	7年以内(1年以内) 実情に応じ10年以内(1年以内)	1.85以内 ただし、期間が7年超の場合は、変動金利1.95以内(SN保証⑤⑦⑧利用の場合 2.05以内)	保証協会所定の扱い	必須	SN保証①~④、⑥利用の場合(0.80) SN保証⑤⑦⑧利用の場合(0.70)		ただし、再生支援分については、商工会議所、石川県商工会連合会又は(公財)石川県産業創出支援機構の推薦書を添えて取扱金融機関		
連鎖倒産防止・災害対策融資	①国の指定する倒産事業者の関連中小企業者等 ②①以外の倒産事業者の関連中小企業者等	運転資金 設備資金	80,000	7年以内(2年以内)	1.00以内	金融機関所定の扱い	任意	保証協会の定める率(0.33~1.35) SN保証①④利用の場合(0.70)		①市町長の認定書を添えて取扱金融機関 ②取扱金融機関	
	地震、火災、風水害等により被害を受けたもの		1災害につき80,000							市町長等の被災証明書を添えて取扱金融機関	
物価高騰対策等総合支援特別融資	次のいずれかに該当し、かつ経営行動に係る計画を策定した中小企業者 (1)中小企業信用保険法(以下「保険法」という。)第2条第5項第4号の規定による認定を受けていること (2)保険法第2条第5項第5号の規定による認定を受けていること (3)次の①又は② i から vi のいずれかに該当すること ①最近1か月間の売上が前年同月の売上高と比較して5%以上減少していること ② i 最近1か月間の売上高総利益率が前年同月の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること ii 最近1か月間の売上高総利益率が直近決算の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること iii 直近決算の売上高総利益率が直近決算前期の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること iv 最近1か月間の売上高営業利益率が前年同月の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること v 最近1か月間の売上高営業利益率が直近決算の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること vi 直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること (4)激甚災害(令和6年能登半島地震による災害に限る)について、災害救助法が適用された地域内に事業所を有し、かつ、激甚災害を受けたこと	事業資金	100,000	10年以内(5年以内)	1.00以内 ただし、「新型コロナウイルス感染症特別融資」「新型コロナウイルス感染症緊急特別融資」「新型コロナウイルス感染症借換融資」以外の保証付き既存債務の借換にあっては、期間が7年以下の場合は、1.85以内、期間が7年超の場合は、変動金利1.95以内	金融機関所定の扱い	必須	免除	商工組合中央金庫 三菱UFJ銀行 みずほ銀行 三井住友銀行 北國銀行 北陸銀行 富山銀行 福井銀行 富山第一銀行 福邦銀行 信用金庫 信用組合 信用農業協同組合連合会	取扱金融機関	
令和6年能登半島地震災害対策特別融資	次のいずれかに該当するもの。 (1)中小企業信用保険法第2条第5項第4号(令和6年能登半島地震による指定に限る)の規定による認定を受けていること (2)次のいずれにも該当すること ①激甚災害(令和6年能登半島地震による災害に限る)について、災害救助法が適用された地域内に事業所を有し、かつ、激甚災害を受けたこと ②なりわい再建支援補助金など令和6年能登半島地震で被害を受けた施設又は設備の復旧に係る補助金の交付決定を受けていること。 ※ただし、罹災証明書又は建築士による証明において、半壊以上と判定された場合は当該交付決定は不要	事業資金	100,000	10年以内(5年以内)	1.00以内 ※当初5年間無利子	金融機関所定の扱い	必須	免除		取扱金融機関	

※融資利率は、市場金利の動向等により変更する場合があります。保証料率は、担保の状況等による割引制度があります。

制度名	融資対象	資金使途	融資条件				信用保証			取扱金融機関	融資申込先	所管課		
			限度額〔千円〕	期間 (うち据置期間)	利率(年)〔%〕	担保	付保	保証料(年)						
企業立地促進融資	県外からの企業の新規立地で県が指定する用地(工場適地等)に立地し、雇用効果及び下請波及等の経済効果があるもの	設備資金	500,000 (投資額の2/3以内)	15年以内 (2年以内)	1.60以内 ただし、期間が10年超の場合は 変動金利1.75以内	金融機関所定の扱い	任意	保証協会の定める率 (0.33~1.35)	商工組合中央金庫、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、北國銀行、北陸銀行、富山銀行、福井銀行、富山第一銀行、福邦銀行、信用金庫、信用組合、信用農業協同組合連合会	知事の認定書を添えて取扱金融機関	産業立地課			
勤労者育児・介護休業資金融資	育児・介護休業を取得中の者であって、育児・介護休業期間終了後、復職することが確実な者	生活資金	1,000	5年以内 (1年以内)	0.95	連帯保証人1名	必須	0.18	北陸労働金庫	北陸労働金庫	労働企画課			
健康福祉部関係														
バリアフリー施設整備促進融資	石川県バリアフリー社会の推進に関する条例及び同規則に基づき、整備基準に適合した公益的施設の整備を行う事業者	設備資金	新築等30,000 (工事費の20%以内) 改修 10,000	10年以内 (3年以内)	1.00以内	金融機関所定の扱い	任意	保証協会の定める率 (0.33~1.35)	商工組合中央金庫、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、北國銀行、北陸銀行、富山銀行、福井銀行、富山第一銀行、福邦銀行、信用金庫、信用組合、信用農業協同組合連合会	知事の認定書を添えて取扱金融機関	厚生政策課			
生活環境部関係														
再生可能エネルギー導入支援融資制度	再生可能エネルギーを利用した事業用の発電設備等の設置を行うもので、次のいずれかに該当するもの ①中小企業者または中小企業者を構成員とする組合 ②農地所有適格法人または土地改良区	事業資金	200,000 (ただし、運転資金は 2,000万円まで)	設備15年以内 (2年以内) ただし、エネルギー対策保証利用の場合は10年以内(1年以内) 運転7年以内 (1年以内)	1.60以内(付保の場合1.20以内) ただし、期間が10年超の場合は、 変動金利1.75以内(付保の場合1.35以内)	金融機関所定の扱い	任意	保証協会の定める率 (0.33~1.35) エネルギー対策保証利用の場合0.61	商工組合中央金庫、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、北國銀行、北陸銀行、富山銀行、福井銀行、富山第一銀行、福邦銀行、信用金庫、信用組合、信用農業協同組合連合会	知事の認定書を添えて取扱金融機関	カーボンニュートラル推進課			
環境保全資金融資	環境保全のための施設の設置等を行う中小企業者又は組合	事業資金	50,000 (特認100,000) (ただし、土壌汚染対策法に基づく措置の場合 100,000)	設備 10年以内 運転 5年以内	一般分1.60以内 特利分1.60以内						任意	保証協会の定める率 (0.33~1.35)	知事の適格証明書を添えて取扱金融機関	環境政策課
産業廃棄物処理施設整備資金融資	産業廃棄物最終処分場又は産業廃棄物焼却施設の整備事業を行う中小企業者又は組合	設備資金	産業廃棄物最終処分場 500,000 産業廃棄物焼却施設 100,000	10年以内 (2年以内)	1.60以内						任意	保証協会の定める率 (0.33~1.35)	知事の認定書を添えて取扱金融機関	資源循環推進課

※融資利率は、市場金利の動向等により変更する場合があります。保証料率は、担保の状況等による割引制度があります。

【問い合わせ先】 石川県商工労働部経営支援課 (担当:金融グループ)
TEL(076)225-1522(直通)

〔 石川県庁:〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地
TEL(076)225-1111(代表) 〕

バリアフリー関係融資制度: 石川県健康福祉部厚生政策課(担当:地域福祉グループ)
TEL(076)225-1478(直通)

企業立地促進融資制度:石川県商工労働部産業立地課(企画助成グループ)
TEL(076)225-1517(直通)

再生可能エネルギー: 石川県カーボンニュートラル推進課(担当:地域グリーン戦略グループ)
関係融資制度 TEL(076)225-1462(直通)

環境保全資金融資制度: 石川県生活環境部環境政策課(担当:企画管理グループ)
TEL(076)225-1463(直通)

労働関係融資制度:石川県商工労働部労働企画課(担当:企画・労働福祉グループ)
TEL(076)225-1531(直通)

産業廃棄物処理施設整備関係融資制度: 石川県生活環境部資源循環推進課(担当:企画管理グループ)
TEL(076)225-1471(直通)